

2014年5月28日

第一生命保険株式会社

企業年金新プラン「利率保証型DB（マスタープランⅢ）」 の提案開始について

分かり易く、持続可能な企業年金制度

第一生命保険株式会社(社長 渡邊 光一郎)は、厚生年金基金制度の後継制度として、2014年6月より企業年金の新プランである「利率保証型DB(マスタープランⅢ)」の提案を開始します(制度の引受けは2015年1月1日から)。

この新プランは、法令に定める受託保証型確定給付企業年金(注1)の要件を満たした企業年金プランであり、次の特徴を有します。

- ①制度設計をパッケージ化し、年金の支給要件等、計7つの項目で設計可能な簡易な構成としています。
- ②一般勘定で運用するキャッシュバランス型(注2)のプランであり、積立不足がほとんど生じません(注3)。
- ③毎年の財政検証が簡便になり、事業年度末に作成する事業報告書や決算報告書も簡素化されます。

厚生年金基金制度については、2014年4月1日に厚生年金保険法等の関係法律が改正され、制度の抜本的な見直しが図られました(特例解散制度の見直し、存続基準を満たさない基金への解散命令、他の企業年金等への移行支援等)。

そのため、解散する厚生年金基金の加入事業所においては、基金解散後の企業年金の検討が喫緊の経営課題となっております。当社としましては、このようなお客さまの経営課題に対し、「簡易な制度設計」、「積立不足がほとんど生じない」、「事務手続きの簡素化」という3つのポイントで、最適なソリューションを提供していきます。

当社は、「お客さま第一主義 一生涯のパートナー」という変わらぬ経営理念のもと、今後もお客さまの多様なニーズにお応えする魅力的な商品のご提供に努め、お客さまお一人おひとりの安心で健康な人生をサポートしていくとともに、さらなる飛躍への挑戦を続け、持続的な成長の実現を目指します。

注1 年金制度上の債務の額が年金資産の額を上回らないことが確実に見込まれる確定給付企業年金であり、各種手続きの簡素化が図られています。厚生年金基金制度に関する政府の専門委員会において生命保険協会が提案し、実現しました。

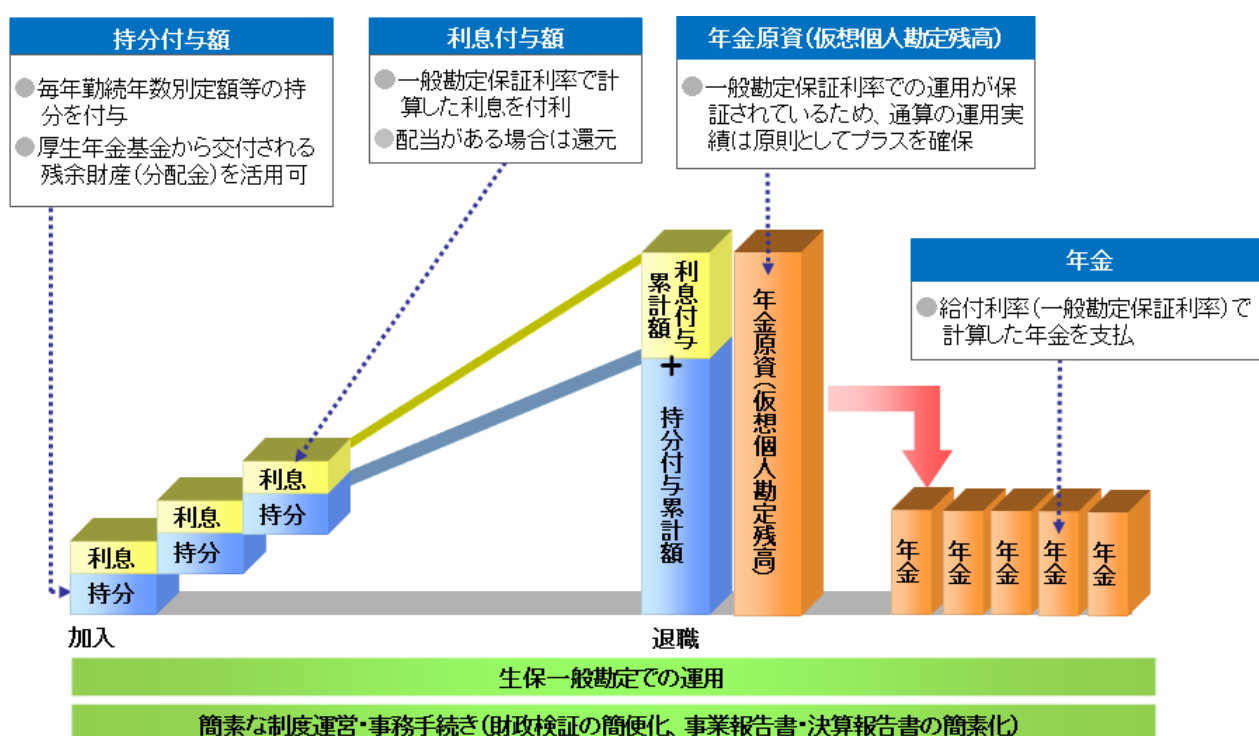
注2 一定期間ごとに加入者に持分額を付与し、その持分額に期間の経過に応じて所定の利息を付与します。そして、累積された持分付与額と利息の合計を仮想の個人勘定残高とし、これを原資として年金額を算定する仕組みをいいます。

注3 仮想個人勘定残高に付与する利息の利率を、運用資産である一般勘定の運用利率(2014年5月現在、1.25%+配当率)とすることで、年金制度上の債務と年金資産との乖離がほとんど生じないようにします(利息を付与する時期の差異等により、多少の過不足が発生することがあります)。

利率保証型DB(マスタープランⅢ)の特徴

「簡易な制度設計」、「積立不足がほとんど生じない」、「事務手続きの簡素化」という3つのポイントを有する確定給付企業年金です。

- パッケージ化した制度であり、**7つの項目を選択いただくだけで**設計可能です。
- 一般勘定で運用するキャッシュバランス型のプランであり、利息付与額を一般勘定の運用実績に連動させることで、**積立不足がほとんど生じない制度**となります。
- 法令に定める受託保証型確定給付企業年金の要件を満たすことで、事業年度末の**財政検証における計算や事業報告・決算報告の内容が簡素化**されます。



厚生年金基金制度からの移行に対応します。

- 加入者一人あたり3,000円からの積み立てが可能**であり、お客さまの掛金支払余力に応じた企業年金を実施することが可能です。
- 厚生年金基金から交付される残余財産(分配金)を活用**することで、より充実した給付とすることが可能です。

この資料は、2015年1月より引受けいたします確定給付企業年金制度の概要を記載したものです。

制度運営や資産運用にかかる手数料については、別途お払い込みいただきます。

確定給付企業年金保険をご契約の際には、「ご契約のしおり」、「約款」を必ずお読みください。